

●取扱職種の範囲等 ・職種は 全職種 ・地域は 国内

●手数料に関する事項

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。
- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円（手数料負担者は 求人者 とします。）
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 【サーチ型サービス】	・ 着手金 150% 活動 1 日当たり 40 万円 活動 1 時間あたり 5 万円 ・ 中間報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 150%とします。 （例：面接設定時の報酬） ・ 成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 200% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 200% （手数料負担者は 求人者 とします。）
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% （手数料負担者は 求人者 とします。）
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【一般登録型職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% （手数料負担者は 求人者 とします。）